



山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議

事務局：山梨県障害福祉課
〒400-8501
山梨県甲府市丸の内1-6-1
Tel 055-223-1362 又は 1460
Fax 055-223-1464
E-mail shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

【トピック】

- ▶ 平成30年度 第1回ネットワーク会議を開催しました。
ネットワーク会議における報告・事例、各委員の意見を紹介します。

第1回山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議開催

本年度第1回山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議を、県防災会館の会議室を会場にして、8月3日に開催しました。会議は28名の委員の出席で開催しました。

本年度は、委員35名中のうち21名の方が新委員です。
(各種団体4名、国の機関3名、県・警察の機関14名)



【中澤次長の挨拶】

県福祉保健部中澤次長から、主催者を代表しての挨拶がありました。

中澤次長は、市町村交流で南アルプス市に出向していた経験から、地域での取組の重要性にふれて話されました。

また、障害者差別はあってはならないこと、共生社会の実現に向けてネットワーク会議の取組に期待する旨の挨拶をされました。

会議は、事務局から、平成29年度の本県における障害者差別に関する相談等の状況、相談事例についての報告を行いました。山梨監察行政相談センターからは、視覚障害者への合理的配慮の提供事例の報告がありました。

平成30年度の新体制として、会長に小畑文也氏（山梨大学教授）副会長に竹内正直氏（山梨県障害者福祉協会理事長）及び青木茂氏（山梨県社会福祉法人経営者協議会副会長）をそれぞれ選任しました。



【小畑会長就任の挨拶】

小畑会長の挨拶 …大学における学生支援の状況

小畑会長から山梨大学における発達障害のある学生への支援体制について話されました。御自身が代表を務める障害のある学生に対する「障がい学生支援室」も「障がい」という支援室の名称に対して、保護者からその表現に対する抵抗感がかなり強いこと、学生からの受け入れの在り方などから、名称変更した経過が話されました。実態についての厳しい現状と支援する立場の複雑な思い、思いのうらはらを語られました。

29年度の障害者差別に関する相談等の状況

事務局からは、委員の交代が多いことから、ネットワーク会議の位置づけについて再確認を行いました。平成29年度の実施概要、相談事例の概要について報告しました。①相談件数の増加、②不当な差別的扱いよりも合理的配慮の提供を求める事案の増加、③行政・福祉関係職員の言動等に対する相談が多い、④盲導犬使用者に対する入店拒否、公共交通機関の運転手の言動などの差別的扱いの訴えが多い、など内容の特徴について紹介しました。

視覚障がい者福祉協会からの事案報告

視覚障がい者福祉協会の堀口委員から、同協会の会員から寄せられている相談の紹介がありました。

一つ目は、中央線の乗降時のドアの開閉ボタンの操作について、目の見えない方にも安全に乗降できるような方策を求めているという事案。

二つ目は、盲導犬のユーザーから県の防災新館の入り口が、わかりづらく、盲導犬は、左隅を歩行するように訓練されているため、入り口部分を通り過ぎてしまうことから音声チャイムの設置を検討してほしいということです。環境整備事例として、対応が望まれます。

山梨行政評価事務所からの紹介

山梨行政評価事務所の星野委員からは、合理的配慮の提供事例に関連して「視覚障害者の盲導犬使用状況と受け入れ施設に係る情報収集」の結果、点字ブロックの維持管理等に関する調査について、情報提供がありました。

視覚障害者の移動における安全性及び利便性を確保する観点から、早期に必要な処置を講ずること、点字ブロックの敷設状況の確認・点検を行うことの重要性が示されました。

盲導犬ユーザーのヒアリング結果から現状においても飲食店、宿泊施設、医療機関等で受け入れ拒否が生じている事例の報告や盲導犬の受け入れに関係する周知・啓発事業に努めている事業者、地方公共団体の取組事例について紹介がされました。

盲導犬の受け入れに係る事業者の研修、対応マニュアルは有効な対応としての事例です。



【事例紹介する星野委員】



【事例報告する堀口委員】

山梨労働局からの情報提供

雇用の分野における「障害者差別の禁止」「合理的配慮の提供義務」「相談体制の整備・苦情処理等」に関わる内容について周知用のチラシを配付していただきました。（参考：別添チラシ）

ネットワーク会議での意見交換…各委員からの発言

「その他」の相談事案の内容は？

聴覚障害者協会の小椋委員から、事務局が報告した平成29年度の相談状況について、「その他」（差別の訴えでもなく合理的配慮の提供要望でもない）の相談件数とその内容についての質問がありました。

事務局から、相談の入り口は不当な差別の訴えの場合であるが、内容としては、日常生活で感じている不快なことなどを話されることが多くなっていること、相談・訴えをしてくることでそのものが生きづらい環境の中で生活していることの表れと捉えている。障害者の思い、意見に対して「傾聴対応」に相当する事案としている。全国的にもこの「傾聴」に値する内容は増える傾向にある旨を回答しました。



理解し合うためには ネットワーク会議の発展を

【意見を話される各委員】

← 馬場委員、竹内委員

長田委員、青木委員→



視覚障害者用の障害者用トイレ検索アプリの 開発について

精神障害者家族会の時田委員から身障者用トイレの検索にアプリの開発が進んでいて、点字用アプリを開発しているという情報があるがどのような状況かという質問がありました。

出席の関係課等からはアプリ開発についての情報が特に示されなかったのですが、視覚障がい者福祉協会の堀口委員から、スマホでの情報確認に伴う情報の確認には困難さがあることについて話されました。

障害者福祉協会の竹内委員から、県の広報活動への理解はいただきました。一方、市町村における広報について、「周知が足りない、障害者差別についてまだまだ理解されていない、関係者が集まったの活動はあるが、一般の市民も参画してもらっての催しが少ない。今後の課題である。」と障害者団体としての自戒的な意見を述べられました。

また、ネットワーク会議の委員について「公募委員」を創設してはどうかという意見を述べられました。長田委員からは、ネットワーク会議として、山梨らしさを表せるような取組、出来ることはないか考えたい。人口の

少ない県として草の根的な取組、子供たちに向けての働きかけ、福祉教育の実践を厚くしていくことへシフトすることが重要であると強調されました。

身体障害者連合会の馬場委員からネットワーク通信の配信先についての問いがあり、事務局から関係各方面に配信し、関係各方面からも関係者に拡散していただいていることを伝えました。ネットワーク通信について、竹内委員からは、知的障害の当事者にもわかりやすい広報として、長田委員からは、子どもが読んで理解できるような内容に、などの意見を受けました。事務局としては、編集の工夫に心がけて広報に努めていくこととします。

障害者差別の解消に向けて

竹内委員は、障害のある人の中にはチャレンジしている人もいます。障害者全てが助けを求めているわけではない。障害にどう支援していくかという捉えだけでなく、理解していく必要があると述べられました。

社会福祉法人経営者協議会の青木委員は、各委員の意見等にふれ、障害者とボランティアが対峙した関係ですまされている現状で良いのか、障害者の捉え方・見方がぼやっとしている感じがする。真剣に問題解決

に当たろうとしているだろうか、手を差し伸べるだけでは済まされない、問題を掘り下げていくことが大切ではないか。と述べられました。

小椋委員からは、聴覚障害者が通りすがりの人から道を聞かれることを例にして、断られる・遠慮されることに対する心の壁について述べられ、小中学生の時期から、障害や心のバリアフリーについて理解する機会が設けられることの大切さが強調されました。

情報共有しましょう 合理的配慮の提供事例、事前の環境整備事例

ネットワーク会議の委員、心のバリアフリー宣言事業所、県内福祉関係機関・担当者の皆様方に合理的配慮の提供事例や環境整備事例をお尋ねしています。ネットワーク通信で事例等を紹介していきます。

◇障害者差別地域相談員の研修会を、9月から10月にかけて、各圏域単位を基本として5会場で開催します。各市町村の地域相談員を中心に、各市町村担当課職員、基幹相談センター等相談員、障害者相談員等の皆様方、各圏域マネージャーにも参加していただくことができるようご案内しています。

◇県は各所属に心のバリアフリー推進責任者を配置しています。本庁・出先合わせて180人程になります。「心のバリアフリー推進講座」を4回に分けて開催します。講座では、視覚・聴覚障害の当事者にも、日常生活で困難を感じていることや手話によるコミュニケーションについてお話していただく予定です。

第1回ネットワーク会議を終えました。会議報告、合理的配慮の提供事例の共有が皆様方の日々の取組の参考となり、障害者差別解消の風が心地よく吹き渡ることを願います。

今般、「旧優生保護法下の不妊手術」「障害者雇用の水増し」など障害者差別解消の問題から切り離せない事案が次々に明らかになっています。障害当事者の方々の声を直接聞くことの大切さを改めて感じています。障害者の生きづらさ、困難さの視点だけで物を考えるのではなく、共生社会の実現、人々がお互いの理解しあって生きていくための基本・根本的な考えとして、障害のあるなしに関わらず人間として共に大切にしていかなければならないものがあると感じています。「心のバリアフリー」の考え方に基づく生活・行動はそれらに迫る一つの方策だと感じます。

編集及び文責：久保 和也（県障害者差別解消推進員）